

品川区 通学路安全・安心プログラム

～通学路の安全安心確保に関する取組の方針～

平成 31 年 3 月

品川区

目 次

1	背景・目的	1
2	推進体制	1
3	通学路の安全安心確保に関する取組方針	3
	（1）基本的な考え方	3
	（2）実施方法	3
	（3）通学路の安全安心確保のためのP D C Aサイクル	3
4	対策箇所図および対策箇所一覧表の公表	6
5	児童の安全安心を守るための取り組み	6
	（1）ヒヤリハット地点啓発事業	6
	（2）地域安全マップ	7
	（3）児童見守りシステム（まもるっち）	7
	（4）83（ハチサン）運動	7
	（5）こども110ばんの家	7
	（6）わんぱくパトロール	7
	（7）生活安全サポート隊によるパトロール	8

1 背景・目的

平成24年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省からの通知を踏まえ、平成24年8月に、各小学校において関係機関と連携して通学路の緊急合同点検を実施しました。この結果、関係機関と協議し、順次、道路環境の整備や啓発看板の設置などの対策を講じてきました。

また、平成30年6月に「登下校防犯プラン」が策定され、同年8月には、登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築について、関係省庁より留意事項等が発出されたことから、警視庁、東京都教育庁および同建設局が協議した結果、都内においては、「通学路における交通安全の確保に向けた推進体制」を「地域の連携の場」とすることとなりました。

品川区では、各小学校において通学路合同点検を実施しており、平成26年度からは「ヒヤリハット地図（交通事故危険箇所地図）」を作成し、各町会・自治会等および各小学校および義務教育学校（以下「小学校」という。）へ配付するなど、あらゆる機会を通じて交通安全の啓発を行ってきました。

また、児童の安全を守るための取り組みとして児童見守りシステム（まもるっち）の導入や83（ハチサン）運動、生活安全サポート隊によるパトロールを実施するなど、地域で児童を見守る活動も行ってきました。

このような背景から、体系的に通学路合同点検を実施、対策することにより、通学路における安全性の向上を図るとともに、防犯上の視点を踏まえ登下校時における子どもの安全を確保するために、関係機関が相互に連携して通学路の安全確保および地域の連携の場として取り組むため、通学路安全・安心プログラムを策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に安心して通学できるように、通学路の交通安全および防犯の観点から安全確保を図ってまいります。

2 推進体制

本プログラムは、関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「品川区交通安全協議会」にて策定しました。

会 長 品川区長
委 員

副会長 品川区副区長

品川区議会
議長
総務委員長
文教委員長
区民委員長
厚生委員長
建設委員長

関係行政機関

国土交通省東京国道事務所長
国土交通省東京運輸支局長
東京都第二建設事務所長
東京都東京港管理事務所長
警視庁第二方面本部長
警視庁東京湾岸警察署長
警視庁品川警察署長
警視庁大井警察署長
警視庁大崎警察署長
警視庁荏原警察署長

東京消防庁第二消防方面本部長
東京消防庁品川消防署長
東京消防庁大井消防署長
東京消防庁荏原消防署長

品川区

企画部長
総務部長
地域振興部長
子ども未来部長

福祉部長
都市環境部長
防災まちづくり部長

教育委員会教育長
教育委員会事務局教育次長

関係団体

区立小学校PTA連合会長
区立中学校PTA連合会長
品川区私立幼稚園協会
東京都私立中学高等学校協会
第七支部代表
区内公立高等学校校長代表
東京湾岸交通安全協会
品川交通安全協会
大井交通安全協会
大崎交通安全協会
荏原交通安全協会

地域センター管内区政協力委員会（計13名）
品川区商店街連合会長
品川産業協会
品川建設防災協議会
品川区高齢者クラブ連合会長
品川交通事故相談所
東京都交通局品川自動車営業所
東急バス株式会社荏原営業所
東京都トラック協会品川支部

3 通学路の安全安心確保に関する取組方針

(1) 基本的な考え方

文部科学省、国土交通省、警察庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」および「登下校防犯プラン（平成30年6月22日 登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議決定）」に基づき、継続的な推進体制を構築するとともに、各小学校長および義務教育学校長が設定した通学路の安全安心を確保するため、取組みの効果的・効率的な実施を図ります。

※通学路とは、児童等が安全に通学するために利用すべき道路として、校長が申請し、区が決定するものです。

(2) 実施方法

各小学校・義務教育学校および地域の特性を踏まえ、学校、教育委員会、PTA、道路管理者、警察、町会・自治会等は、通学路の安全安心確保を効果的かつ効果的に実施するため、以下の方法により、通学路の安全安心総点検を実施します。

①定期的な点検

小学校を3つのグループに分け、それぞれ3年に1回、定期的に安全安心総点検を実施します。

【別表1 「品川区通学路安全・安心プログラム」安全安心総点検予定年次】

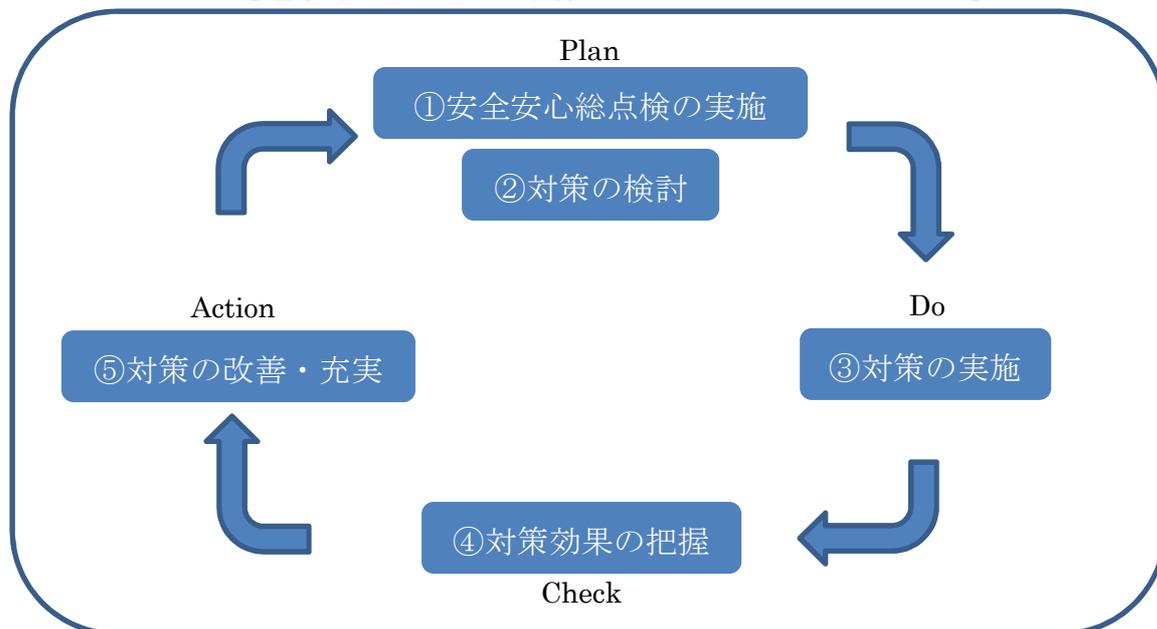
②随時の点検

その他、各小学校から安全安心総点検の申し入れがあった場合は、必要に応じて、実施します。

(3) 通学路の安全安心確保のためのPDCAサイクル

安全安心総点検は、通学路の安全性の向上を図るため、その取組の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして、繰り返し実施することとします。また、これを着実に実施するため、以下の取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全安心確保のためのPDCAサイクル]



①安全安心総点検の実施

当該年度対象の小学校へ毎年、通知を行います。その後、対策が必要である箇所に対して、定期的な安全安心総点検を行います。また、必要に応じて随時、安全安心総点検を行います。

②対策の検討

安全安心総点検の結果から明らかになった要対策箇所について、点検が終了後対策箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置、道路標識の設置、道路標示の補修、防犯カメラの設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育、防犯教育のようなソフト対策等、要対策箇所に応じた具体的なメニューを検討します。

③対策の実施

対策の検討が終了した後、その対策が円滑に進むよう、道路の整備については道路管理者が、交通規制に関しては交通管理者が、小学校等は児童への交通安全教育、防犯教育等、関係機関で連携を図り実施します。

[対策例]

<p>道路管理者 (国、都、区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブミラーの調整や設置 ・カラー舗装などの路面表示 ・注意看板の設置 ・通学路防犯カメラの設置 (教育委員会) ・その他
<p>交通管理者 (所轄警察)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の時間や表示等の変更 ・信号機の調整や設置 ・その他
<p>学校・地域等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の見直し ・児童への交通安全教育 ・防犯教育 ・83運動との連携 ・「子ども110ばんの家」との連携の強化 ・その他

④対策効果の把握

安全安心総点検の結果に基づく対策実施後に、実際に期待した効果が上がっているか等について確認するため、対策実施後の効果を把握します。

⑤対策の改善・充実

対策実施後も、安全安心総点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

[点検・対策の手順]

予定時期	内容	実施機関
前年 1月～3月	各小学校へ通学路安全安心総点検実施通知および点検希望箇所抽出の依頼	教育委員会
	点検希望箇所の抽出	学校・PTA
	点検箇所の決定	教育委員会
4月～12月	安全安心総点検の実施	道路管理者（国、都、区） および所轄警察、ならびに 教育委員会、学校、PTA、 町会・自治会等
	対策の検討	同上
5月～3月	対策の実施（可能なものから随時）	道路管理者（国、都、区） および所轄警察、教育委員 会
12月～3月	対策効果の把握	道路管理者（国、都、区） および所轄警察、教育委員 会
3月	対策箇所図および対策箇所一覧表の公表	教育委員会
3月～	対策の改善・充実	道路管理者（国、都、区） および所轄警察、ならびに 教育委員会、学校、PTA、 町会・自治会等

4 対策箇所図および対策箇所一覧表の公表

交通安全に関する小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策箇所図」および「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。

5 児童の安全安心を守るための取り組み

（1）ヒヤリハット地点啓発事業

品川区内の道路で交通事故に遭いそうになった場所、またはそれを目撃した場所の追加地点について、各小学校および町会・自治会等に調査し、ヒヤリハット地図（交通事故危険箇所地図）の更新を行い、各小学校および町会・自治

会等にヒヤリハット地図を配付して交通安全教育に活用しています。ヒヤリハット地点の点検については、安全安心総点検時に行い、必要な対策を実施します。

(2) 地域安全マップ

犯罪の起こりやすい場所となる、誰もが「入りやすい」、誰からも「見えにくい」という共通の特徴を踏まえて街を点検し、犯罪が起こりやすい場所を表示した地図。各小学校の判断により作成しています。安全安心総点検の結果を踏まえ、地図を作成し、犯罪を予防するための対策等を実施します。

(3) 児童見守りシステム（まもるっち）

地域の支え合い・助け合いによる安全安心なまちづくりの実現を目的とする、品川区独自の防犯システムです。地域で児童を見守り、万一の場合は児童の保護や付近の状況確認をお願いするものです。

まもるっちは、区内在住の児童および小学校に通う児童に無償で貸与しています。

(4) 83（ハチサン）運動

83運動は、「小学生の登下校時刻である8時と3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろう」という品川区立小学校PTA連合会長の発案で平成17年度に始まり、その後全国的な広がりをみせています。

現在では8時と3時だけでなく、散歩や買い物など普段の生活の中で、まわりにいる子どもたちの存在を意識し、「子どもを見守ることを生活の一部にしよう」という活動を行っています。

(5) こども110ばんの家

子どもたちが、登下校時の通学路をはじめ、下校後の道路・公園・広場等で「不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為」などを受けて身の危険や不安を感じたときに、避難場所として駆け込み、住民が一時的に保護するのが、「子ども110ばんの家」です。

地域の大人たちが、日常できる範囲で子どもたちを見守っていこうという活動を行っています。

(6) わんぱくパトロール

防犯の重要性を体験し自ら防犯意識を向上させるため、児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でとらえた防犯広報活動を行っています。

す。

(7) 生活安全サポート隊によるパトロール

児童見守りシステムが発報した場合や不審者の情報が入った場合は、巡回中の生活安全サポート隊が現場調査を実施しています。また、児童の安全を確保するため、登下校時に通学路の警戒を行っています。